

第 1 回

立川市使用料等審議会

令和元年 6 月 1 2 日（水）

立川市総合政策部行政経営課

第1回立川市使用料等審議会議事録

◆日時 令和元年6月12日（水）9時30分

◆場所 104会議室

◆出席者

【委員】

松井 望会長	小松 歩副会長	米原立将委員
須崎平吉委員	野村 哲委員	土方 崇委員
湯浅 明委員	福本行廣委員	北山純子委員
山下博一委員	井上朋子委員	吉田直哉委員

【事務局】

栗原総合政策部長	渡貫行政経営課長
野口行政経営課主査	根岸行政経営課主査
横塚子ども家庭部長	三輪保育課長
湯地保育入園係長	平川給付係長
京戸幼児教育・保育無償化等担当主査	

◆次第

開会

- 1 辞令交付
- 2 総合政策部長挨拶
- 3 委員、事務局及び担当部署職員紹介
- 4 正副会長の選任
- 5 諮問
- 6 資料説明
- 7 その他

◆資料

委員名簿

立川市使用料等審議会条例

立川市審議会等会議公開規則

立川市使用料等審議会傍聴要領

資料1 「多子世帯の保育料負担軽減について」

資料2 「認可保育所等を利用する多子世帯に対する新たな支援について」

資料3 「多子世帯負担軽減の影響について」

資料4 「保育所等利用多子世帯負担軽減事業 各市実施予定」

資料5 「立川市における0～2歳児に係る認可保育所等の保育料」

資料6 「無償化による保護者の負担額変化」ほか

午前9時30分 開会

○渡貫行政経営課長 皆さん、おはようございます。本日はお忙しい中、また、急な日程設定にもかかわらず、お集りいただきまして、ありがとうございます。

私は、立川市総合政策部行政経営課長の渡貫と申します。よろしくお願いいたします。

本日は、立川市使用料等審議会の第1回目になりますが、現時点では会長が選任されておられませんので、それまでの間、私のほうで進行をさせていただきたいと思っております。

初めに、配付資料の確認をさせていただきます。なお、配付資料は次第の裏面に記載しております。

当該次第のほかに、委員名簿、また、立川市使用料等審議会条例、立川市審議会等会議公開規則、立川市使用料等審議会傍聴要領、それから、資料1から6の説明用資料を配付しております。

不足、不備等はございませんでしょうか。

初めに、審議会委員就任に関する辞令を交付させていただきます。

本来であれば、市長から直接お渡しいただくところではございますが、本日、公務により不在でございますので、総合政策部長の栗原より、代理でお渡しいたします。

順番にお渡ししてまいりますので、席の前まで参りましたら、ご起立いただきますようよろしくお願いいたします。

○栗原総合政策部長 松井望、立川市使用料等審議会委員に任命する。令和元年6月12日、立川市長、清水庄平。よろしくお願い申し上げます。

(辞令交付)

○栗原総合政策部長 小松歩、立川市使用料等審議会委員に任命する。令和元年6月12日、立川市長、清水庄平。よろしくどうぞお願いいたします。

(辞令交付)

○栗原総合政策部長 米原立将、立川市使用料等審議会委員に任命する。令和元年6月12日、立川市長、清水庄平。よろしくお願いいたします。

(辞令交付)

○栗原総合政策部長 須崎平吉、立川市使用料等審議会委員に任命する。令和元年6月12日、立川市長、清水庄平。よろしくお願いいたします。

(辞令交付)

○栗原総合政策部長 野村哲、立川市使用料等審議会委員に任命する。令和元年6月12日、立川市長、清水庄平。よろしくお願いいたします。

(辞令交付)

○栗原総合政策部長 土方崇、立川市使用料等審議会委員に任命する。令和元年6月12日、立川市長、清水庄平。よろしくお願いいたします。

(辞令交付)

○栗原総合政策部長 湯浅明、立川市使用料等審議会委員に任命する。令和元年6月12日、立川市長、清水庄平。よろしくお願いいたします。

(辞令交付)

○栗原総合政策部長 福本行廣、立川市使用料等審議会委員に任命する。令和元年6月12日、立川市長、清水庄平。よろしくお願いいたします。

(辞令交付)

○栗原総合政策部長 北山純子、立川市使用料等審議会委員に任命する。令和元年6月12日、立川市長、清水庄平。よろしくお願いいたします。

(辞令交付)

- 栗原総合政策部長 山下博一、立川市使用料等審議会委員に任命する。令和元年6月12日、立川市長、清水庄平。よろしくお願いいたします。

(辞令交付)

- 栗原総合政策部長 井上朋子、立川市使用料等審議会委員に任命する。令和元年6月12日、立川市長、清水庄平。よろしくお願いいたします。

(辞令交付)

- 栗原総合政策部長 吉田直哉、立川市使用料等審議会委員に任命する。令和元年6月12日、立川市長、清水庄平。よろしくお願いいたします。

(辞令交付)

- 渡貫行政経営課長 ここで、総合政策部長、栗原よりご挨拶を申し上げます。

- 栗原総合政策部長 改めまして、皆さん、おはようございます。総合政策部長、栗原でございます。

本日はお忙しい中、使用料等審議会にご出席いただき、ありがとうございます。また、ただいま辞令を交付いたしました、委員の皆様には審議会委員をお引き受けいただき、重ねてお礼を申し上げます。ありがとうございます。

さて、今回は、幼児教育・保育の無償化に伴う多子世帯に対する認可保育所等の保育料についての諮問に対してご協議をいただきます。幼児教育・保育の無償化につきましては、先月でございます5月10日に改正法案が可決成立し、ことし10月から開始がされます。無償化についての事務の取り扱いについて、法案成立が先月ということもあって、いろいろ資料もこちらに届くのも遅れている状況でございます。また、東京都の考えもございます。今そういった状況でございまして、10月の開始に向け、現在さまざまな事項について、本市においても検討、調整を行っているところでございます。その一つが本日ご協議いただく、多子世帯に対する認可保育所等の保育料となります。

審議会につきましては、本日と来週の6月21日金曜日の2回を予定しており、非常にタイトなスケジュールでございますが、委員の皆様方におかれましては、慎重にご審議をいただき、答申をおまとめいただければと考えております。

簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

- 渡貫行政経営課長 恐縮ですが、委員の皆様から自己紹介をお願いできればと思ってございます。

松井委員より反時計回りに自己紹介をよろしくお願いいたします。

- 松井委員 首都大学東京の松井と申します。専門は行政学を研究しております。前回の使用料等審議会でも長をさせていただきました、その継続ということになります。非常に難しい課題ではありますが、コンパクトに重点的にもできると思っております。よろしくお願いいたします。

- 米原委員 流通経済大学の米原と申します。専門は保育学で、保育士の養成をしております。立川市では、夢たち21プランですか、前回の使用料等審議会でも委員をさせていただいております。よろしくお願いいたします。

- 野村委員 富士見保育園の野村と申します。立川の法人立園長会の会長をしておりますので、そんな関係で今日は参加をさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

- 湯浅委員 立川市自治会連合会副会長の湯浅と申します。羽衣町の支部長も兼ねてやっております。よろしくお願いいたします。

○北山委員 市民の公募から参りました北山純子と申します。よろしくお願いします。今1息子を子育てしておりまして、これから幼稚園に入れる予定ですので、今回の課題について非常に興味があり、参加させていただきました。よろしくお願いいたします。

○井上委員 子どもが通っている園の父母の会会長の井上と申します。息子が1人おります。あと半年くらいでもう卒園になってしまうんですけれども、保護者の皆様の思いを一身に受けて参りましたので、どうぞよろしくお願いいたします。

○吉田委員 おはようございます。子どもが通っている園の父母会会長の吉田でございます。今日はよろしくお願いいたします。

○山下委員 おはようございます。市民公募で参加させていただきます山下博一です。昨年まで公立幼稚園の園長をやっておりまして、現在は東京都のひとり親家庭福祉協議会の評議員をやっております。どうぞよろしくお願いいたします。

○福本委員 福本行廣と申します。立川市の民生委員・児童委員協議会の会長をやっております。よろしくお願いいたします。

○土方委員 土方崇です。幼稚園関係の代表という形ですけれども、私どものところは認定こども園ということで、子どもたちや保護者の方を、いろいろ応援しながら仕事をさせていただいています。よろしくお願いします。

○須崎委員 須崎平吉と申します。学校法人須崎学園の理事長と立川市私立幼稚園協会の会長も兼務しております。今日はいろいろ勉強させていただきます。よろしくお願いいたします。

○小松委員 白梅学園短期大学の小松と申します。専門は発達心理ですが、保育者養成に携わっておりまして、以前立川の夢育て・たちかわ子ども21プランにもかかわらせていただいております。よろしくお願いいたします。

○渡貫行政経営課長 ありがとうございます。

委員の皆様の任期につきましては、本日より諮問事項に関する審議が終了するまでとなっております。事務局といたしましては、本日を含め2回の会議を予定してございまして、それまでに審議をまとめていただければと考えてございます。改めまして、よろしくお願いいたします。

続きまして、事務局職員の紹介でございます。

本審査会の運営を所管しております総合政策部から、先ほどご挨拶申し上げました総合政策部長の栗原でございます。

○栗原総合政策部長 よろしく申し上げます。

○渡貫行政経営課長 行政経営課長、私、渡貫と申します。

あと行政経営課主査の野口でございます。

○野口行政経営課主査 よろしく申し上げます。

○渡貫行政経営課長 同じく、根岸でございます。

○根岸行政経営課主査 よろしく申し上げます。

○渡貫行政経営課長 続きまして、今回の審議事項でございます幼稚園及び保育園を所管してございます子ども家庭部の職員をご紹介します。

まず、子ども家庭部長の横塚でございます。

○横塚子ども家庭部長 よろしく申し上げます。

○渡貫行政経営課長 保育課長、三輪でございます。

○三輪保育課長 よろしく申し上げます。

○渡貫行政経営課長 保育課保育入園係長の湯地でございます。

○湯地保育入園係長 湯地と申します。よろしくお願いいたします。

○渡貫行政経営課長 給付係長の平川でございます。

○平川給付係長 平川です。よろしくお願いいたします。

○渡貫行政経営課長 幼児教育幼児教育・保育無償化等担当主査の京戸でございます。

○京戸幼児教育・保育無償化等担当主査 京戸と申します。よろしくお願いいたします。

○渡貫行政経営課長 どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、会長、副会長の選任に移らせていただきます。

お手元に配付してございます立川市使用料等審議会条例第4条に規定されているとおり、会長、副会長はそれぞれ1名とし、委員の互選によって定めることとなっております。

どなたか、立候補またはご推薦等はございませんでしょうか。

○米原委員 自治体行政のご専門家でもあり、実績も豊富な松井先生にお願いするのがよいと思います。いかがでしょうか。

○渡貫行政経営課長 ただいま松井先生のご推薦をいただきました。ほかにいらっしゃるなければ、松井先生にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(拍手)

○渡貫行政経営課長 それでは、松井先生、よろしくお願いいたします。

ここからは、松井会長に進行をお任せしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○松井会長 ただいまご紹介いただきました松井でございます。微力ではございますけれども、会長の職を務めさせていただきます。

円滑な議事を進めたいと思いますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたしますと思っています。

続いて、副会長の選任に移りたいと思います。

どなたか立候補、または推薦はございますでしょうか。

特にということがないようでありましたら、私からの提案、恐縮なんですけれども、子育ての分野で多くの実績がございます小松委員にお願いできればと思いますが、よろしいでしょうか。

(拍手)

○松井会長 では、小松委員、よろしくお願いいたします。

○小松委員 よろしくお願ひします。

○松井会長 それでは、これより審議を進めてまいりたいと思います。

初めに、会議の成立要件の確認と会議の公開について、事務局から説明をお願いいたします。

○渡貫行政経営課長 本日の出席委員は全て12名ご出席で、定数12名の過半数を超える出席となっておりますので、立川市使用料等審議会条例第5条第2項の規定に基づき、会議は成立してございます。

次に、お手元に配付してございます立川市審議会等会議公開規則をご覧ください。

使用料等審議会は、この規則は第2条に定義されている会議に該当いたしますので、第3条の規定により、原則公開となっております。

非公開となるような会議につきましては、第4条に規定されているもので、具体的には、個人情報等にかかわる内容が審議される場合のみとなります。

本日は、傍聴の方がいらっしゃいますので、お配りしています立川市使用料等審議会傍聴要領に従い、傍聴をいただいております。

また、審議会等会議公開規則第10条に基づき、議事要旨を市のホームページで公表するとともに、会議録を市政情報コーナーで閲覧できるようにいたしますので、ご承知おきくださ

い。

説明については以上でございます。

○松井会長 ありがとうございます。

今の説明に対して、確認すべきことはございますか。よろしいでしょうか。

(発言する人なし)

○松井会長 ありがとうございます。

では、次第に沿ってこれから進めてまいりたいと思います。

まずは諮問でございます。

事務局より、こちらをお願いいたします。

○渡貫行政経営課長 それではこれより、市長にかわり、子ども家庭部長、横塚より、諮問文を読み上げさせていただきます。

○横塚子ども家庭部長 それでは、諮問文を代読させていただきます。

1 諮問事項

多子世帯に対する認可保育所、認定こども園及び地域型保育事業の保育料

2 諮問の背景・理由

令和元年10月から開始される幼児教育・保育の無償化において、無償化されない課税世帯の0～2歳児に係る認可保育所、認定こども園及び地域型保育事業の保育料について、多子世帯に対する国の軽減制度では、所得や第1子の年齢により軽減の対象とならない場合があります。

一方、東京都は、安心して希望する人数の子どもを産み育てることができる環境づくりを目的とし、所得や第1子の年齢にかかわらず、第2子は半額に、第3子以降は無償とするための事業を開始することとしています。

本市においても、子育てを取り巻く情勢を考慮し、当該事業を実施したいと考えております。

3 利用者負担についての基本的な考え方

本市では、多様な行政サービスのうち、受益者が特定されるサービスに要する経費については、住民負担の公平性の見地から、サービスを受ける者がサービスの性質や公共性の度合いに応じて適正な水準を負担すべきであるとの考えを基本としています。

こうした基本的な考え方を踏まえながら、現在の社会経済及び子育てを取り巻く情勢を考慮した適正な保育料水準のあり方についてご審議くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

4 答申に基づく負担水準適用時期

令和元年10月1日

どうぞよろしくお願いいたします。

○松井会長 ありがとうございます。

ただいま諮問をいただきました。これから委員の皆様と答申に向けた審議を進めてまいりたいと思っております。

審議事項については、多子世帯に対する認可保育所・認定こども園及び地域型保育事業の保育料についてということになっております。

お手元に配らせていただいたとおりとなっております。

それでは、これから資料の説明を受けたいと思います。

資料説明、よろしくお願いいたします。

○渡貫行政経営課長 資料の説明に入る前に、本審議会及び答申以降のスケジュールについて、

まずご説明をしたいと思います。

まず、幼児教育・保育の無償化は10月1日から開始されることになります。そのため、幼稚園や保育園の保護者の方へ制度変更を周知するためには、このあと、この内容を7月の臨時議会でご審議をいただく予定でございます。このため、本審議会は、本日の第1回目で諮問事項の多子世帯の保育料の負担軽減をご審議いただき、会議でいただいたご意見を取りまとめた答申案を次回の6月21日の会議にお示しできればと考えてございます。

続きまして、多子世帯の保育料負担軽減の概要等につきまして、保育課よりご説明を申し上げます。

○三輪保育課長 ご説明をさせていただきます。着座にて失礼いたします。

これまで認可保育所の保育料につきましては、立川市使用料等審議会に諮問し、その答申に基づき、保護者の所得に応じた保育料を決定してまいりました。また、平成27年度から開始しました子ども・子育て支援新制度では、新制度に移行する幼稚園や認定こども園、地域型保育に当たる家庭的保育や小規模保育等についても、保護者の所得に応じた応能負担の保育料を設定する必要があると、平成26年度に本審議会に諮問し、答申を受け、保育料を決定しました。

資料6の最後のページになります民間保育所運営費の仕組みというところをご覧ください。

右下の欄に0から5歳の全体の立川市の国基準の保育料と市基準の保育料をお示ししております。これは速報値ですので、変更する場合があります。

国基準の保育料に占める保護者負担の割合は48.3%となっています。前回の使用料等審議会では、新制度の導入に当たり精査したところ、保護者負担の割合が43.49%であったため、50%程度をめどとして金額の変更をしました。現在も50%は割り込んでおりますが、大きな乖離はないということを最初に報告させていただきます。

それでは、資料1になります。

幼児教育・保育の無償化は平成26年度より段階的に実施され、これまで多子世帯への負担軽減、いわゆる多子軽減の所得階層の範囲の拡大を段階的に行うことでやってまいりました。多子軽減制度というのは、第2子が半額、第3子が無償という保育料の負担軽減を行うものです。認可保育所と認定こども園、地域型保育になりますと、新制度に移行した幼稚園では、保育料を半額、あるいは無償とし、移行をしていない幼稚園では、就園奨励費を補助することで多子軽減を実施してきました。

その範囲は、資料1の左の枠になります例1のところにありますとおり、3歳以上の幼稚園では、3歳から小学校3年生までにきょうだいがいる場合、例2の2号、3号認定子どもと書いてあるところの欄では、0から5歳までの間にきょうだいがいる場合で、ともに6年間の間で設定されていまして。

多子軽減制度について、利用者目線でお話ししますと、認可保育所と新制度の幼稚園では、未就学のきょうだいがいると、保育料が半額または無料になります。大部分の方が口座引き落としになっています。未移行園の幼稚園では、幼稚園から小学校3年生までの間にきょうだいがいると、一旦幼稚園に保育料を全額払いますが、申請に基づいて保育料の半額または全額程度が後日市から支給されるという形になっております。段階的な無償化により、今は年収360万円未満相当の世帯は保育園でも、幼稚園でもきょうだいの年齢制限がない形で設定をしております。今回の10月からの無償化によって、3歳児から5歳児の部分は、幼稚園でも保育園でも一定の基準に基づき無償となります。認可保育所等と新制度の幼稚園では、所得に応じて払っていた保育料が無償、未移行園の幼稚園では、幼稚園が決めた保育料が月額2万5,700円まで無償相当となり、これまで所得に応じて支給されていた就園奨励費補助

はなくなるということになります。

次に、資料2の方にいくんですけれども、0から2歳児の保育料については、非課税世帯を除き無償化の対象外で、多子軽減の仕組みも無償化前と変わりはありません。今回の諮問事項になります国の多子軽減、0から2歳であれば、この状況は無償化が開始された後も変わらない。東京都の補助を活用した新たな多子世帯への支援においては、0から2歳児に小学生以上のきょうだいがいた場合、年収360万円以上相当であっても無償化の対象とすることとなります。

次に、資料3をご覧ください。

新たな多子世帯への支援を行った場合の想定される対象件数と影響額になります。件数というのは、月ごとでカウントをしておるために件数となっております。

2番になります。公立保育所の保育料はこの補助の対象外ですので、新たな多子世帯への支援を行った場合、市の一般財源で584万6,000円、約600万円の全額を市が負担することとなります。私立の保育所については、3,500万円程度の費用負担となりますが、その費用負担について、当面は東京都から市へ10分の10の補助金が交付されることとなっています。

なお、東京都の補助事業の継続性につきましては、都は予算上のルールで、どの補助事業も当初の継続期間は最長5年間としており、5年間が経過する際に、改めて補助事業の効果などを検証した上で、その先も継続していくかどうかを決めていくとされています。

資料4をごらんください。

多摩地区26市の多子軽減の現在の把握している導入状況の予定となります。現時点なので、変更する可能性があります。

資料5をご覧ください。

今回対象となります立川市における0から2歳児の保育料を記載しております。

安心して子どもを産み育てられる環境を整える意味でも、また、少子化対策の意味でも、財源は将来的に保障されるものではありませんが、0から2歳の多子軽減の対象となる世帯におけるきょうだいの年齢制限の撤廃について、立川市でも導入し、保育料、利用者負担に関する条例の条例改正を行ってまいりたいと考えております。

諮問事項であります多子世帯に対する認可保育所・認定こども園及び地域型保育事業については以上となります。

続きまして、10月からの幼児教育・保育の無償化における保護者の負担軽減の変化について、今回の諮問内容と関連が深いため、ご説明をします。

資料6をごらんください。

まず、未就学児の通う施設は大きく分けて保育園と幼稚園になります。立川市の3歳から5歳までの子どもは4,500人程度で推移しておりまして、おおむねその半数ずつが認可保育所等と幼稚園に通っており、その他の少数が認証保育所や認可外保育施設などに通っています。詳細な人数につきましては、本年度当初、平成31年4月1日の3歳から5歳の子ども的人数が4,560人でした。このうち認可保育所等に通う人数は2,222人、幼稚園児の人数が2,085人となっており、昨年度まで幼稚園に入園している人数のほうが多かったのが、本年度で逆転をいたしました。

参考までに、10年前は保育所が1,882人、幼稚園が2,458人でした。この変化は、子育て世代の生活様式が変化し、保育ニーズが高まってきた結果と考えられます。

左上の枠では、保育園児のご家庭は3から5歳では月額2万7,300円までの細かく設定した24階層の利用者負担額を払っています。所得に応じた応能負担です。入園は市に申請し、市が保育の必要に応じて決定します。そのほかの負担金の行事費や写真などの実費も含めて

年額33万6,000円までの費用負担となっており、この保育料の中に、給食費のうちおかずやおやつなどの副食費相当が含まれています。そして、関連して申し上げますと、認定こども園の2号という保育を必要とする3歳以上では、主食費相当分を実費徴収しております。

保育所は保育の必要な子どもを朝から夕方まで保育する施設で、いわゆる認可保育所は小規模なものから大規模なものまで、市内には分園もあわせて約40あります。

次に、右上の枠になります。幼稚園のうち、現在大きな割合を占める新制度未移行園へ、いわゆる幼稚園が決めた保育料を支払うこととなっているご家庭になります。

保護者が決めた園に選考を経て入園していて、保育時間はおおむね10時から2時前後となっています。保育料の負担を軽くする取り組みとして、国の制度である就園奨励費と都の制度園児補助金があります。これは個人の口座に年2回に分けて振り込まれていて、所得制限があります。所得は5階層に分かれています。市内には11の幼稚園があり、幼稚園の新制度に移行した園が1園、認定こども園が2園となっています。移行した園では、教育標準時間認定として5階層に分かれた保育料となっており、就園奨励費はなく、園児補助金のみが支払われています。

また、幼稚園は、市をまたいで通園することもでき、356人の子どもが市外の園に通っています。市内の幼稚園でも市外の子どもを受け入れていることと思います。

給食費は、保育料とは別に園が決めた額を保護者が負担しています。1食の代金が定まっています、週に4日だとか、お弁当の併用であるとか、各園で異なっております。

次に、中段の矢印と四角の間の話になります。

国の方針は、保護者から実費として徴収している通園送迎費、食材料費、行事費などの経費については無償化の対象から除くことを原則とすべきであるとされました。現状では、施設によって食材料費の取り扱いは異なっている形になっております。

無償化後の左の下枠になります。認可保育所等の保護者は、これまで所得に応じて支払っていた保育料部分が無償となります。無償化の対象は保育料ですので、これまで保育料に含まれていた給食費は各園に支払うこととなります。給食費は、いわゆる公定価格でいうと、主食、副食あわせて月額7,500円ですが、現在の公立保育所の賄材料の金額では、月額6,380円となっています。国基準での主食費を市が負担するとした場合、4,500円の給食費をお支払いいただくこととなります。

次に、右の枠になります。未移行園の幼稚園の保護者は、保育料が最大月額2万5,700円までが無償となります。ここには書いておりませんが、未移行の幼稚園に関しては、預かり保育が保育の認定がある場合に月額1万1,300円まで無償となります。保育料が月額2万5,700円以下の幼稚園の場合には、入園金がかかる年には月割した入園金を無償化分に含むことができます。都の補助金については、所得制限を設けて実施されていましたが、無償化後は所得制限をなくし、月額1,800円までが支給されるということです。

なお、この補助金については、保育料やその他納付金への補填という目的として限られておりますので、1,800円以下の金額になることもあります。

また、保育所でも幼稚園でも、低所得者世帯には給食費については軽減する仕組みがつけられ、年収360万円未満程度世帯のお子さんと第3子以降のお子さんについては、副食費が免除されます。今後の市の方向性として、これまでの経緯を踏まえて、認可保育所等に対しては主食費を継続して補助を実施、副食費は一部補助をしていくことを検討しております。

なぜ一部補助をするかという、従来保育料のおよそ2分の1を市が負担してきたため、保育料に含まれていた副食費も2分の1相当負担してきたと考えられることから、それを継続するという方針に基づくものです。

2号の幼稚園に関しては、無償化にかわって廃止となる就園奨励費のほかに都の園児補助金の上乗せ部分として、これまで所得制限で市の単独として払っていた月4,000円の補助の所得制限を撤廃する方向で予算を組み立ててまいりたいと考えております。これにより、幼稚園に対しては、都内の幼稚園の平均納付金を満たすものというふうに考えております。

次のページになります。無償化の制度の具体化に向けた方針の概要という部分になります。

今まで話してきたことと同じになりますけれども、2番の対象者・対象範囲等というところが（1）幼稚園、保育所、認定こども園等ということで、3歳から5歳の幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育、企業主導型保育の利用料を無償化と書いております。そして、

（1）の一番下の米印マークになります保護者から実費で徴収している費用、通園送迎費、食材料費、行事費などは無償化の対象外、食材料費については保護者が負担する考えを維持、3から5歳は施設による実費徴収を基本、低所得者世帯等の副食費の免除を継続し、免除対象者を拡充、年収360万円未満相当世帯と書いております。

（2）の幼稚園の預かり保育は、保育の必要性が認定された場合、月額1万1,300円の範囲で無償化となっております。

次は、認可外保育施設等、全国平均額である3万7,000円までの利用料を無償化。

そして、3番の財源になります。国が2分の1、都が4分の1、市が4分の1、公立施設については10分の10となっております。

次のページになります。

保護者から見た無償化後の概要を表現させていただきました。

認可保育所、地域型保育、認定こども園、新制度の幼稚園については、所得に応じて支払っていた月額3,000円から2万7,300円が無償化で、給食費は負担と。下のところになります年収360万円未満相当と、第3子以降の子どもの副食費は免除されます。Bは、未移行の幼稚園になります。月額2万5,700円までが無償化、副食費は負担、同じく360万円未満相当については副食費が免除。Cが先ほどもご案内しています預かり保育の部分が月額1万1,300円まで無償化。そして、Dが認証保育所や認可外の保育所などになります。月額3万7,000万円までが無償化、そして、赤ちゃんのマークがついております0から2歳については、非課税世帯のみ認可保育所等が従前どおり、認可保育所に通っている方は、非課税世帯は保育料がそもそもない形になっておりまして、給食費も0から2歳は負担がありませんので、これまでどおり無償となります。非課税世帯の方の認可外保育所については、月額4万2,000円までが無償化となります。

参考に、これまでの給食費の負担割合をあらわしております。

そして、最後に、フローチャートというか、無償化でどうなるという部分で、お子さんの年齢から通っている園に応じて、こういった形で無償化となっていく、保護者目線での表をつくらせていただきました。

説明は以上になりますが、本日の諮問事項は多子世帯の保育料負担軽減になりますので、まず、諮問事項についてご議論をいただきまして、制度全般についてのご意見等があれば、諮問事項のご審議の後でご発言をいただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○松井会長 ありがとうございました。

ただいま、諮問いただきましたように、諮問事項は多子世帯の保育料負担軽減ということになります。

委員の皆様からご質問、ご意見を賜りたいと思いますが、まずは基本的なところで確認をしておきたい、またはご質問のあるものというのがありましたら、最初に受けたいと思いま

す。特に公募でご参加いただいています北山さん、山下さん、あとは父母会代表の井上さん、吉田さん、当事者の方々から制度の今の説明の点、そもそも諮問の趣旨を踏まえても構いませんけれども、確認しておきたいことなどございますか。

非常に素朴なこと、何でも構いませんし、基本的なところでも構いません。事実確認として。

よろしいでしょうか。何かありますか。

追ってご質問がいただければ賜りたいと思いますけれども、では最初に、多子世帯の保育料、負担軽減といった諮問事項に関して、各委員からご所見といたしますか、考えを少し伺いしたいと思っております。

個別に一人ひとり自由にご発言いただいて構いませんが、まずは簡単にこの方向性について、それぞれ委員の方からご所見として賛意、賛成、反対も含めてこの見解を手短にいただきたいと思います。お一人二、三分程度でお話をいただければと思いますけれども、よろしいでしょうか。

先ほどの順番で進めてまいりたいと思いますが、まず、米原委員からぐるっと回る形でいきたいと思います。

では、米原先生、お願いいたします。

○米原委員 多子世帯に対する認可保育所、認定こども園、地域型保育所、第3子以降等の無償化ですが、もちろん趣旨には当然賛成するんですけれども、確認なんですけれども、東京都の事業に加えて立川市が行う部分に関して、この図などからははっきりと見えないので、ちょっと補足説明いただけますか。

○松井会長 ご趣旨は賛成いただきましたが、立川市の独自性みたいなものはあるのかということだと思えますけれども。

○三輪保育課長 立川市の独自性、都のものをそのまま導入するという形で考えていますので、0から2歳の部分の多子世帯の年齢制限を撤廃するという事で考えております。公立保育所も対象です。

○米原委員 東京都の補助事業は公立保育園を含まれていないけれども、市では対象に公立も含む。この部分は立川市として予算措置を行うという具合ですね。ありがとうございます。

○松井会長 ありがとうございます。

それでは、野村さん、お願いします。

○野村委員 ももとの無償化の趣旨というのは、少子化対策の大きな進めというか、子育てを少し楽にしながら一人でも子どもを多く産んでほしいというふうな、多分国家レベルでのお願いなのでしょう。そういう意味では、私は無償化するのだったら、360万円の枠を取っ払って、ほぼ全員無償化をしていただけるとうれしいなと思いますが、財源の問題がきつとあると思うので、市としては負担できる範囲でなるべく、方向というか、これを進めていただきたいなと、ちょっと思っています。

できる、できないは別として、子どもたちを一人でも多く産んでいただいて、たくさん子どものいる子育てしやすい立川市であってくださるといいなと思いますので、頑張っていってもらいたいと思っています。

○松井会長 ありがとうございます。方針には賛成をいただいて、所得制限の枠を取っ払ってもらいたいという話もありましたけれども、趣旨としては財源の枠内でということだと思えます。

では、湯浅委員、お願いします。

○湯浅委員 私は自治会にかかわっている者なのですが、自治会でも少子化が進んでいるとか、

地域のかかなり高齢化が進んでいて、子ども会というものがなかなか機能しないようなところがあって、あるいは解散するような状況になっていると思います。小学校も今まで2クラスできたところが1クラスになっているようなこともあるので、子育ての負担ができるだけ軽減されるという形になるですかね、好ましいことだと思います。所得制限のお話もありましたけれども、できるだけ若い世帯のご負担を酌んでいただいてというふうには思います。

基本的に若い世代の子育てが楽になるような形になっていくことでは賛成ですので、進めていただけたらと思います。ちょっと概要的な話だけで申しわけないんですけども、鋭意進めていただけたらと思います。

○松井会長 ありがとうございます。地域を支える主体としての子ども、子ども会の状況から、子育ての負担を軽減するという点で賛成であると、ご指摘をいただきました。

では、北山さん、お願いします。

○北山委員 私は、実はまだ子どもが小さいので、これから対象になってくるわけですが、正直なところ、お金の件は確かに負担が軽減するので、非常にありがたいというのがありますが、資料の3のところにあります多分この対象というのが、今のところは減額となっていますけれども、この先市の方で負担しなければならないので、5年までは都の方でと言いましたけれども、こういうのは継続してずっとやっていただけることに意味があると思うので、私の世代以降もきちんと同じように補助が受けられるようになっていくとよいなと思いました。結局まだわからない、5年以降というのがちょっと、どうなるのかなというのが、感想的な見解ですけども、思います。

以上です。

○松井会長 基本的にはご賛成をいただいたと思いました。ただ、都の負担といえますか、補助の継続性は見えないところもありますので、それを考えて、財源の市側の負担というのをどう設計していくのか、維持していくのかというのは、この制度が、仮に皆さん合意のもとに、入れてもよいというご判断をいただければ、市側のほうで財源の余剰部分を含めた計画を立てていくというのがこれからの課題かなというふうに思います。恒久的にやっていただくというのが好ましいというのがご意見を述べられたものと理解しました。

では、井上さん、お願いします。

○井上委員 私も賛成です。今までの年齢制限は、なかなかそこにはまらない人が結構いらっしやっしたし、それを気にして出産するというのも大変なのかもしれないなと思っていて、軽減していただければなど。

○松井会長 ありがとうございます。恐らく年齢の制限等も考えながら、なかなか出産につながらなかったことが、これを機に出産につながる可能性も結構ではないかということを期待されてご賛成というふうに理解しました。ご賛成をいただいたということだと思っています。

では、吉田さん、お願いいたします。

○吉田委員 まずは賛成の立場であります。

そして、2つありますが、1つは、先ほど野村先生からお話がありましたが、せっかく立川で子どもを育てておるわけでありますから、また新しく立川で子どもを育てたいという、まだ出会ったことのないような新しいお父さんやお母さんと出会えるような立川独自の意欲のあるパッケージが用意できたらいいなという希望を持ちました。

そして、2つ目ですが、私は幼稚園児をもつ父親としての立場でお話を申し上げるなら、できれば幼稚園児の負担も、なぜ幼稚園を選択したかというところで、保育園児のお子さんをもつ方で同じように満足のいく補助といえますか、平等性と言いますか、そういったものが感じられるといいなと。より言えばしっかりと補助していただければ、数字でもわ

かりますが、改めて分かりやすくなるというふうに思いました。

以上です。

○松井会長 ありがとうございます。

諮問に対しての対応については、賛成いただきましたが、財源等を含めた今後のパッケージのあり方であるとか、あとは、幼稚園児世帯の方々に対しての負担軽減がどのようになっているのかということ、少し見える形で市側にご説明をこれからしていただきたいということがご発言の趣旨かなというふうに思います。ありがとうございます。

では、山下さん、お願いします。

○山下委員 北山委員さんおっしゃっていましたが、資料3のところで私もひっかかっていました。都の補助がとりあえず最初5年間、それであと、経過とか、その効果を見て再審議して延長するかしらないか。特にこれは国も同じレベルだと思うんですけども、もし途中で金額が変更になったり、あるいはこの制度が変わる見通しが出てきたときに、あくまでも5年間の制度というのは、つまり今おぎゃあと生まれた子たちも含めた3歳と5歳の子たちですから、これから産もうという家庭、2年間くらいはまだその範囲に入ってくると思いますけれども、どうなっていくのかなというのが一つ。

それから、公立と私立で対応が違うんですね。公立の場合は市が一般財源を充てると。公立の幼稚園に私はいましたけれども、多摩地区では公立の幼稚園は府中に3園、日野に3園、計6園しかないです、今は。それがどうも廃園の方向で進んでいます。特に府中はもう1園が廃園して、来年また1園廃園、その2年後にまた1園ということで、もう完全になくなるわけです。それをこれは見通しているかどうかは別です。これが出る前の段階からその廃園計画というのはあったんですが、たまたまこれが後づけで考えると、一般財源の負担がない形で、私立のほうへ全部移行していこうという動きがあるわけです。

立川は公立の幼稚園はないので、保育園は公立があるのかどうか、そして、もし立川の公立保育園があるのであれば、保育所を廃園して私立のほうにどんどん移管していくとか、そちらの方にもっていく方向があるのかどうか。

それから、無償化ということで、当然賛否両論いろいろ話題になっていますけれども、とにかくお金が必要だ、生活費も必要だということで共稼ぎ世帯もひとり親家庭の世帯も増えてきますので、保育所に預ける家庭がどんどん増えてくる。そのときに保育所の待機児童の問題がどうか。

それと、私が以前いた地域では、老朽化対策で保育所内がもう耐久的にもうだめだということで、統廃合していかざるを得ない。いわゆる新築という形で建てかえの財源がないんだということがあります。その辺のところも見通しをもっていかないと、単に国とかとの動きだからと、当然いいことなんでしょうけども、これだけではなくてその裏にあるものも考えていかなければいけないんだろうなと、そんなふうに思っています。

○松井会長 ありがとうございます。

よいか悪いかというだけではなくて、経済学的には外部性という言葉があります。制度に伴って発生する影響というものを考慮した上で導入を検討すべきである、ということですね。特に運営形態の話とか、無償化に伴う入園者の増加に伴い待機児童問題が発生するだとか、また、施設の老朽化に対してどうケアするのかという問題なども鑑みた上で、今回導入すればいいのではないかとご指摘だと思います。

山下委員、どうですか。今の。幾つかの要素を踏まえて、立川市で導入するのは。

○山下委員 導入はもう国や都の方向でおりてきているから、当然反対する余地はないと思っていますし、賛成です。

○松井会長 わかりました。ありがとうございます。

では、福本さん、お願いします。

○福本委員 子どもが少なくなってきたということでのことだと思いますので、ぜひ進めていただきたいなど。さっき野村さんおっしゃったように、所得の云々とか、そういうところはもう廃止してやっていただきたい。広く産みやすい、育てやすいような状況をつくっていくということでやっていただきたいと思います。

それと同時に、子どもが減っていくようなこと、亡くなっていくようなことがないような状況の措置もしていかなければいけないのではないかなと。こちらにお金をたくさんかければ、子どもがふえるかもしれませんが、亡くなっていく子どもたちのためにも、また、こういうところに子どもたちをやれない親たちに対しての目もあってしかるべきかなというふうに思います。

ということで言えば、これは国とか都からおりてからとは思いますが、児相とか、そういうふうな話もいろいろあるかと思いますが、ぜひそちらのほうも手厚くやっていただければなど。北海道でいろいろな事件があったというのも自分のこととして見ていただきたいなと思っています。

○松井会長 ありがとうございます。

痛ましい事件が毎日のように報道されておりますが、それに対する市側でできるものというのは、多分調整機関として窓口として児相につなげるだとか、そういうケアは欠かせないわけです。それらに対する労力等も鑑みてもらいたいというご意見をいただいたと思います。今回の諮問事項に関しては賛成をいただいているというふうに理解します。

では、土方さん、お願いします。

○土方委員 結果的には賛成ということなんですけれども、認定こども園の立場で言わせていただきますと、うちも移行して1年少し経って、いろいろ利用者の方も利用しながら、自分の子育てと教育とか、いろいろなところでバランスをとりながら園に通っている状況です。

今回無償化になりますと、資料6のところを見ると、幼稚園と保育園のところが四角で囲ってあるんですけれども、幼稚園のところを見ますと、就園奨励費がなくなって、園児の補助金、保護者軽減負担金というのが1号さんはなくなって、独自の立川市の上乗せ補助というところで1号さんの方は非常にありがたい。それでいろいろな教材とか、給食費とか別にかかっているものをそこで補填するんですけれども、私どもではやっぱり2号なんです。2号の方は適用されないんです。2号の方は実費徴収が残ってしまう。それから食育とか、施設とか、安全対策とか、そういうものは教育充実費という枠の中ですが、1号はそこに立川市独自のものがくるけれども、2号、3号は4,500円相当の徴収はしなければいけない。2号だけのこども園に通っている人たちの割合がすごく負担がふえてしまうというところが、ちょっと見えてこないんです。

そういうところをこれから2号のことも、こういうケースをいただいたり、2号子どもの認定こども園に通っている方のバランスをもう一回見直してほしいと。そうでないと、かなり2号さんの方へこれから全体に説明をしなければいけない。そのときに、多分私どもは皆さんの立川市のことがおりてきてから説明をするときに、多分今まで皆さんわからない部分は、25,700円だけ無償になることはわかっておるんですけれども、2号相当の1号児に11,300円。そうすると、大体ここで預かり保育が無料ということになっていくんですけれども、2号の方には全くそのようなことがなく、同じ状況で実費徴収だけ4,500円が残ってしまう状況になる。

今ざっと説明しているんですが、このところで認定こども園に通う2号さんの部分をもう

少しバランスをとっていただけるとありがたい、検討していただければ。以上です。

○松井会長 ありがとうございます。

この答申に対してのお話は賛成いただいているんですが、それによって負担が残る部分があるのではないのかというご指摘をいただいております。それをちょっとご説明いただいてもよろしいですか。

○三輪保育課長 多子軽減のところから話がずれてきているんですけども、認定こども園の2号部分についての補助というのは、今検討している最中でして、別途考えてまいりたいと思います。

○土方委員 非常に心配されている方が多いので、よろしくお願いします。ありがとうございます。

○松井会長 では、須崎さん、お願いします。

○須崎委員 私は幼稚園を経営しておりますので、保育園のことは余りわかりません。ただ、いろいろ話を聞きますと、まず、設置基準が我々は東京都が所管なんで、立川市は一切関与していません。おかげさまで23区、23市町村の補助金の一覧表というのがございまして、立川市は空欄です。何もないです。今年から発達障害の子に関する補助金がようやくつきました。そういうので、私どもは立川市とは本当にかかわりを余り持っておりません。

これについての趣旨は賛成なんですが、何で幼稚園と保育園で、同じ市民でこんなに格差をつけるのかという話は毎回こういうことはしています。この格差が一向に縮まりません。

まず、設置するとき、幼稚園に対する補助は市からは一切ありません。立川市で保育園をつくろうと思ったら、ほとんど市の補助金で賄ってできます。この差です。これは同じ税金を我々は払っているんですから、なぜ同じ子ども・子育てをやっている施設に対して、そういう補助金を出さないのか、そういう立川市の子どもに対する姿勢に本当に疑問を感じています。これは我々幼稚園協会として、いろいろ補助金のお願いをするんですけども、そのたびに予算がないで全部切られています。

でも、立川市で予算がないわけではないんです。たくさんため込んでいます。不交付団体です。それを使わないで、予算はないはないと思うんですが、これは市長の姿勢だと思うんですけども、ぜひこれから幼稚園児も同じ市民で税金を払っているわけです。税金を払って同じような扱いを受けられないというのは、本当に不当だと思いますので、ぜひ幼稚園に対する、補助金をくれとは言いませんけれども、そういう姿勢を立川市に見せてほしいと常々思っています。

以上です。

○松井会長 ありがとうございます。

ご趣旨には賛成をいただきましたが、現状としての制度としての財源であったり、設置であったり、立川市側からの保育所との差というのが存在するのではないのかというご指摘をいただきました。これについても後ほどそちらからご質問いただきたいと思います。

では、小松さん。

○小松委員 私も基本的な方向性としては賛成です。先ほど米原委員からのご質問とも関連するんですが、資料3と資料6なんですけれども、市独自の補助としては、公立に対する補助が出るという部分と、先ほどお答えありましたけれども、資料6の一番下のところでも、副食費の半分相当額とか、保育所に関しては、幼稚園については、上乗せの4,000円の補助の所得制限を撤廃するということも独自の案かなと理解したんですけども、その額というのは、資料3の改正による影響額の中に含まれていると考えてよろしいですか。

○三輪保育課長 資料3については、多子世帯の負担軽減のみという部分で表現しております。

保育園を選ぶのに第1希望、第2希望、第3希望と書いていると思うんですけれども、公立に入るか、私立に入るかは、保育の必要性に応じて決まっていく部分もあるので、選ぶ園によって多子軽減制度があるなしということはあり得ないと思いますので、公立も含めた多子世帯の軽減を0から2歳でしてまいりたいと考えております。

資料6の影響額については、今回の資料ではお示しはしておりません。

○小松委員 プラスアルファとして市からは財源がさらに必要になるということですね。はい、わかりました。

○松井会長 ありがとうございます。趣旨はご賛成いただいたものというふうに理解をしました。

皆さんのご意見をまとめますと、趣旨といいますか、この多子世帯の負担軽減に関しては、立川市で運用することに対して、皆さん、ご賛成をいただいたというふうに理解をしております。

ちなみに、資料4のほかの自治体さんの動向では未定というのが10くらいあります。未定とはどういう意味でしょうか。同意をしないということを含めた未定なのか。いやいや、まだ、導入を考えているのだけれども、意思決定はしていないということでしょうか。

○三輪保育課長 検討がまだ進んでいないであるとか、ほかの自治体の動向を見て確認するであるとか、もろもろの事情で未定ということで表現をされているということでございます。

○松井会長 導入をしないということを考えられるのか、ちょっとわからないんですけれども、そういう自治体さんもいらっしゃるということですね。

では、諮問事項に関しては、今ご意見をいただいた、賛成という方針でまた取りまとめていきたいと思っております。

では、少しまだお時間があるようですので、本件に関連をしながら、幾つかご指摘をいただきました点として、例えば保育所と幼稚園との差異などでご意見などありましたら、ご発言をいただきたいと思います。直接答申に反映できるかと言われますと反映は先ほどの諮問事項に限られてしまいますので、できないわけではありますけれども、ご意見としていただながら、今後の市政の運営の中に反映できればと思います。ご意見のある委員の方は挙手の上、ご発言いただければと思います。いかがでしょうか。

○米原委員 制度についての確認を1点忘れておりまして、多子世帯の第1子の年齢は全く考慮しないのかという点です。というのは、現行では小学校3年生と、就学と決まっていますけれども、第1子が成人している人は規定では、成人式以降も第1子として認めるのかという点の確認をしていただきたいと思います。

○松井会長 これは上限がありますか。

○三輪保育課長 ないです。いわゆる特定被監護者というくくりのようですが、年齢の制限はないと見ております。、中学生であろうと、高校生であろうと、年の差が出た下の子に対しては第2子と見て保育料を負担軽減していくという考えでございます。

○米原委員 例えば再婚をしたときに、子の関係が変わってくるわけなんですけれども、そういった場合でも、かなり年齢の離れた、例えば大学生21歳などの兄、姉ができた場合も、第2子以降という形になるんでしょうか。

○三輪保育課長 なります。生計を一にしているとか、法律上細かくあるようなんですけれども、大学生で世帯が別でも仕送りをしているだとか、そういったくくりの中で第2子として見ると。

○米原委員 ありがとうございます。

○松井会長 ありがとうございます。その辺はちゃんと補足をしていただければと思います。

ほか、いかがでしょうか。

先ほどの須崎委員からのご指摘はどうですか。

○三輪保育課長 幼稚園に関しての市の単独補助がこれまでなかったことは事実でございます。今年度から新しく実施したものでございます。補助の内容については、所得制限を撤廃するという事で考えておりますので、現在所得制限ありですと、対象者が幼稚園の在園時のうち1,600人くらいになっておりますので、あと400人以上の部分を拡大していくという形で今回考えているところでございます。

○須崎委員 ちなみにちょっといいですか。今までは就園補助金を出していましたよね。その部分は一律4,000円の上乗せ分とどちらの方が負担は大きくなりますか。

○三輪保育課長 就園奨励費の部分が国の無償化制度に切りかわるという形になりますので、就園奨励費はなくなるという形で、就園奨励費の……

○須崎委員 市が上乗せすると。

○三輪保育課長 はい、そうです。

○須崎委員 上乗せ分とこの4,000円分上乗せすると、どちらの負担が大きくなりますか。

○三輪保育課長 今回のほうが負担が大きくなります。

○須崎委員 市の負担は大きくなる。

○三輪保育課長 はい。

○松井会長 よろしいでしょうか。

土方委員からご指摘があったわけで、2号認定の差があるというお話についてはどうでしょうか。

○三輪保育課長 2号認定についても先ほどご案内したとおり、主食費の補助等についても含めて検討してまいりたいというふうに考えております。

○須崎委員 新2号認定を立川市でもやりますか。その基準を教えてください。

○三輪保育課長 どんどん話が無償化の方になってしまうんですけども、いわゆる新2号というのが、無償化の給付の対象となるという認定となりますので、幼稚園を通じてお願いをしてまいりたいというふうに、申請についてもお願いしてまいりたいと。

○須崎委員 今の2号認定は、就業条件などがあるわけではないのですか。

○三輪保育課長 同じ横引きというふうにされております。

○須崎委員 その場合、新2号も2号も一緒ということだね。

○三輪保育課長 基本的には一緒です。

○松井会長 ほかの委員の方からどうでしょうか。少し広めにご意見をいただいてもよいということなので、財源の持続性の話でも構いません。ご懸念の点もこの場でいただければ。

先ほど山下委員からもいくつか大きなテーマをいただいておりますが、市側としては何か説明はありますか。

○三輪保育課長 山下委員のご質問について、これまで11園あった公立保育園を順次民営化してまいりまして、今現在民営化をしようとしているものがありますので、最終的に公立保育園6園が残ることになっております。今後の公立保育園のあり方については、これまでの民営化の内容を検証した上で、改めて考えていくという形になってまいりまして、法人立の保育園の先生方からも、公立保育園は一部あった方がありがたいという話もいただいております。国や都では公立保育園の補助がない中で、果たしていく役割を含めて今後考えていくという方針でおります。

○松井会長 山下さん、何か追加でありますか。

○山下委員 一般財源が確保できなくなっていくとしたら、民営化の方向をたどらざるを得

ない部分もあると思います。それでも、家庭負担等は変わらないと思えば、それはそれでいいのですけれども、保育の質が変わるかどうかという問題です。

そうすると、こども園はどうなっていくですか。これは増えていく方向なんですよ。結局第三の保育施設が立川にもあるわけで、保育所と幼稚園と、そして第三のこども園、この違いはどうかと。どの部分が違うのかというのが今話題になっていたのではないかなと思います。

- 三輪保育課長 認定こども園に移行されるかどうかというのは、各幼稚園のご判断に委ねる部分があります。全国的に見ると、認定こども園に移行している幼稚園もあるようですけれども、都内についてはまだ比較的少数ということで、市内では今2園が移行しているということです。

働く保護者の方から見たら、例えば仕事を続けてみようと思ったけれども、親の介護やご自身の体調とかでちょっと事情があって、働けなくなったときに、同じ園で移行できるということは利点ではないかと思います。

保育園は、保育の必要性がない場合には、かわらなければならないという現状がありますので、今後どのようになっていくかは、幼稚園さんの判断に委ねているという形になります。

また、幼稚園は、私学助成と園が決めた保育料という形になりますけれども、認定こども園になりますと、新制度に移行しての保育料の設定となるということでの縛りが出てくるとい部分があって、経費等も含めた中身の中で各幼稚園さんが判断されると考えております。

- 須崎委員 要するに、親の都合で幼稚園、保育園を決めてほしくないのです。私どもが一番大事にしているのは子どもですから、子どもにとって環境、育つ環境が保育園がいいの、幼稚園がいいのと、親が見てくれたほうが我々としては子どものために一生懸命教育、保育はしていません、教育していますから、教育機関ですので、子どもにとってベストが何かと、私は幼稚園だと思っています。それは保育園でもなくこれは幼稚園のほうが子どもにとってはベストです。

ただし、うちの保護者のほとんどは働いておりません。全員1号認定です。預かり保育もやっているんですけれども、長期で預かりをやっている人は270名中2名しかいません。だから、それだけうちはそのニーズはないんですけれども、ただ、私どもがやっている経営方針、子どもにとってベストだよという方針が保護者に伝わって270名の園児が来ていると、私は自負していますので、今後とも認定こども園とか、保育園化はしない予定、幼稚園として東京都の私学助成を受けていく予定でいますので、認定こども園がふえるかどうかは各園の経営姿勢だと思います。

- 松井会長 ありがとうございます。

どうでしょう。吉田さん、井上さん、北山さん、保護者、これから保護者となる観点から、制度全般に対してのご意見、思いがありましたら。

- 北山委員 先ほどのご意見を聞かせていただきまして、私は実は働いていないのですけれども、幼稚園に入ったら仕事ができると、期待を持っておりまして、できれば、前までは普通に正社員で働いていて、子育てに力を入れたいと思って仕事をやめたというのはあるんですけれども、今のお話を伺う分には、幼稚園に入りたいという気持ちがあって、復帰したときには、最近幼稚園も預かり保育をされておりますので、そういった制度を利用できたらいいと今感じました。

私の中で認定こども園と幼稚園とどう違いがあるのか、正直わからないところがありまして、見ていてもはっきりとどうなんだろうという利用者からしてもグレーというか、もうちょっとわかりやすく、こういう違いがあるというのがわかってくれれば選定の参考になると

いいですか、子どもにとってどういう環境がいいのかというのを保護者としても考えてしまいますので、それをベースに選ぶというと、どういったところがいいのかなというのをわかりやすくしていただけるといいと思いました。

ちょっと今つくっている最中というのもありまして、認定こども園を経営されている方も迷いながらされていると思うんですけれども、そういったところもわかりやすくなるといいと思います。

以上です。

○松井会長 これは市側がやるべきことでしょうか。わかりやすさというのは。

○三輪保育課長 認定こども園というのが、同じ幼稚園の中に保育の必要性がある長時間の預かりの部分と、いわゆる教育標準時間認定という幼稚園の部分をあわせ持って経営しているというようなのが認定こども園になります。

○米原委員 今のお話、専門家の一人として、保育の内容については、満3歳以上については幼稚園、幼保連携型認定こども園、それから認可保育所、全て同じ内容でやらなければいけないということになっております。幼稚園間でも、また同じ保育園間でも、保育の方針であったり、理念というものの違いがありますが、内容のベースは同じですので、内容のベースが同じということは、子育てコンシェルジュ事業を含む市もアピールしていただいて、あと、各園独自の理念、方針というものをぜひ利用希望の方は見ていただけるといいのではないかと思います。これは日本全国どこでも同じこととなっているはずです。

○須崎委員 表向きはね。

○米原委員 そうです。

○須崎委員 各園必ずこれから幼稚園、保育園行ったときに、必ず見学に行ってください。その幼稚園の幼稚園の特徴が、1日ではわからないですけれども、いろいろなイベントをやる中でいろいろ出てきますし、我々にとって子育てに一番いい環境をつくっていくというのが目標ですので、保育園さんも同じだと思うんですけれども。

○三輪保育課長 関連して先ほどの補足しますと、保育所保育指針と幼稚園の要領というのが改定になりまして、就学前の目指すべき子どもの姿というのは統一化されたということになりますので、それぞれが持っている理念とか、向かい方は異なるんですけれども、就学前に目指す子どもの姿は同じものを目指す形ということが今年度の4月から始まった上での今回の幼児教育の無償化という形になっています。

○松井会長 ありがとうございます。

どうでしょうか、特段ご意見、これ以上出る感じでしょうか。

とりあえずではありませんが、次回ここで追加をして資料として必要であるものなどがありましたら、あわせて少しご意見やご提案いただきたいと思います。市側にこういう資料を用意してもらいたいというのがありましたらいかがでしょうか。

○須崎委員 幼稚園でいただく4,000円ですけれども、これは確定値でしょうか。

○三輪保育課長 これを提案していくということで、議案審議を経て決まっていくということになりますので、確定値とは申し上げることができません。

○須崎委員 実は来週東京都の幼稚園連合会の私、立川の地区長も兼ねていまして、地区長会というのをやっています、来週23区と26市町村の補助金の一覧が出てきます。これで万が一うちが少なかったら上げてもらえますか。

立川市にお願いすると、必ずまず他市を見るんです。立川市独自でこれはやろうかなとか、一切やらない。今までの行政の我々のところの対応で見ていて。だから、立川が率先してやって、立川の子育て、やさしいまちだよと言えるような金額を出してもらえますか。もし

4,000円の金額よりほかの市町村が多かった場合。

○三輪保育課長 その状況を見てということになりますけれども、近隣市と比較すると、遜色がそんなにない金額で、類似市と比べるとちょっと下がるくらいの感じの4,000円というのは金額だというふうで理解しております。

○須崎委員 立川市は不交付団体でしょう。不交付団体は立川とか、三鷹とか、何市もないでしょう。だから、そこは金額をあわせていただけるんですよね。

○三輪保育課長 そこがあうとは限らない予定となっています。

○松井会長 私は行政の研究者なんですけれども、不交付団体というのが財政的に潤っているかといわれると、国からの補助がなく持ち出しで全部やっているわけです。財政的に豊かなら少し多目に出すという方針を全てやってしまうと、多分交付団体に落ちてしまうということにもなる。立川市さん、ずっと交付団体でもないですよ。

○三輪保育課長 不交付団体です。

○松井会長 財政の規律を保ちながらやっていただくしかないのではないかと。私は行政の研究者としてはそう思います。

○須崎委員 でも、八王子市は、大体年間交付団体で100億円入ってくるではないですか。立川市はゼロですよ、交付金。その100億円の財源をもらう方がいいのか、ため込んでおいて使わない方がいいのか。

○松井会長 それは財政サイド、全体の考え方ではないですかね。基金を積み立てていくというのは、一つの考え方だと思います。それはこの事業とどう結びつくのかわからないですけども。

ありがとうございます。

資料面どうですか、財源のデータとか出してもらえますか。

○米原委員 資料6の償還による保護者の負担額変化は、基本は3歳児以上ですよ。

○京戸幼児教育・保育無償化等担当主査 先ほどの説明だと3歳以上。

○米原委員 もし0歳から2歳で変化が大きくあるとすれば、それも見せていただけるといいかなという気がします。

○松井会長 用意できますか。

○三輪保育課長 その次のページになります0から2歳の方について、今回の無償化の対象となるのが、非課税世帯のみとなりますので、非課税世帯のみの0から2歳の表現という形になりましょうか。

○米原委員 そうですね。360万円未満ですよ。

○松井会長 では、可能であれば事務局で用意してください。

ありがとうございます。

それでは、次回に向けまして、今回は答申案をもとにご議論をいただくということでよろしいですか。

2回でおしまいということですので、そのようなスケジュールで非常にタイトになりますけれども、次回答申案をもとにして審議会を進めたいと思います。

では、事務局から何かございますでしょうか。

○渡貫行政経営課長 ただいまご請求いただきました資料につきましては、次回会議の際にはご用意させていただきます。

次回につきましては、先ほどご答申いただきました内容等のご意見につきまして、整理させていただきます。答申内容を主に議論していただきたいと思います。と思っています。

なお、答申以外のご意見につきましては、資料にはありますが、答申には記載していません。

るので、ご承知おき願えればと思っております。

なお、次回の日程は、6月21日金曜日14時から16時を予定しております。また、会議室はここではなくて2階の208、209会議室になりますので、よろしくお願いをいたします。

また、正式な開催通知は改めてお送りさせていただきます。

また、帰りに立川駅のほうにお帰りの方につきまして、事務局のほうで車を用意しておりますので、後で事務局に言っていただければと思います。

事務局からは以上でございます。

○松井会長 ありがとうございます。

本日は朝早くからまことにありがとうございました。次回は10日後、21日となります。よろしくお願いいたします。

それでは、本日の審議会を終了させていただきます。

お疲れさまでした。